

提出意見とこれに対する県の考え方

【内容に関するもの】（15件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>畜産経営に起因する苦情発生状況について</p> <p>苦情が増加しているとあるが、類似団体と比較してどの程度のものなのか、調べて記載してほしい。</p>	<p>県内における畜産経営に起因する苦情発生状況の詳細を調査したものは、他にありません。</p>
2	<p>【事例】の中で「今後、新規の大規模酪農経営から発生する・・・」とあるが、この計画について詳しく教えてほしい。</p>	<p>現在、計画段階のため、詳細情報の提供は差し控えさせていただきます。</p>
3	<p>農林（水産）事務所について（水産）をいれている理由を教えてください。</p>	<p>本県では、県内8か所に「農林水産事務所」又は「農林事務所」を設置しており、これをまとめて表記しました。</p>
4	<p>「表1 飼養戸数及び頭羽数」の記載ありますが過去、直近2点のデータのみ、表形式提示で当表では県畜産状況把握困難です。</p> <p>少なくとも当表明示案件について、過去30年ほどの推移の図示/グラフ表示は必要と考えます。</p>	<p>本計画は、直近の情勢変化等を踏まえて5年ごとに見直しを行うことから、国が示した「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）」に沿って作成することとし、原案のとおりとします。</p>
5	<p>「表3 家畜排せつ物発生量と利用状況」の表記ありますが現状数値表記のみであり数値推移不明で現状把握が困難です。</p> <p>少なくとも当表明示案件について、過去30年ほどの推移の図示/グラフ表示は必要と考えます。</p>	<p>本計画は、直近の情勢変化等を踏まえて5年ごとに見直しを行うことから、国が示した「基本方針」に沿って作成することとし、原案のとおりとします。</p>
6	<p>県内状況、各地域状況が記載されておりますが、問題は「P5 表4で示された「浄化・焼却等による処理量」で示された数量をゼロとすること」のはずです。</p> <p>そのためには、まず「表4 地域別の家畜排せつ物発生量」の長期推移表記が必要と考えます。</p>	<p>家畜排せつ物の処理は、堆肥化による農地への還元を基本としますが、県内には浄化による処理水の再利用や焼却による熱利用を行っている畜産農家があることから、浄化・焼却等による処理量をゼロとすることは考えておりません。</p> <p>また、本計画は、直近の情勢変化等を踏まえて5年ごとに見直しを行うことから、国が示した「基本方針」に沿って作成することとし、原案のとおりとします。</p>

7	<p>表4で示された「浄化・焼却等による処理量」で示された数量をゼロとすること」のためには、現在「浄化・焼却等による処理量」が発生している理由の明示が必要なはずですが、当件についての記述が見当たりません。</p> <p>記述追加が必要と考えます。</p>	<p>県内には、浄化による処理水の再利用や焼却による熱利用を行っている畜産農家があり、本文中（P6）に記載していますので、原案のとおりとします。</p>
8	<p>地域別の家畜排せつ物発生量の地域別現状（P5 表4）の表記はあるものの、将来の地域別発生・処理量見込みが提示されておられません。</p> <p>各地域毎に「現状からこれだけ増加」「増加分の処理可能理由」「結果地域別の家畜排せつ物発生量提示」が無い限り当該計画の妥当性判断できません</p>	<p>家畜排せつ物の発生量は、家畜の飼養頭羽数から算出しますが、地域ごとの飼養頭羽数は変動が大きく、10年後の見込みも推定精度が低下することから、県域における畜種ごとの見込みのみを示しています。</p>
9	<p>表6,7で処理高度化施設の現状・目標の表記載がありますが、問題なのは・施設の設置箇所・処理量上限と現状処理容量・施設と発生箇所との位置・処理可能量発生量関係、処理連携体制・施設の処理量余裕状況・目標詳細（発生箇所・数量-処理箇所・数量、結果浄化焼却等処置量）等であり、これらの明示が無い限り当該計画の妥当性判断できません。</p>	<p>家畜ふん尿の処理は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、畜産農家自身が発生量に適合した処理高度化施設等を確保する必要があります。</p> <p>このため、各農家では、発生量に応じた自己所有施設や共同利用の堆肥センターを活用して処理を行っています（自己完結）。</p>
10	<p>「目標」の妥当性は、現状-目標2点表記ではなく、過去実績が必要です。</p> <p>また、施設数ではなく、施設処理能力と発生箇所との位置関係も無ければ目標の正当性判断出来ません。</p> <p>前述内容明示願います。</p>	<p>本計画は、直近の情勢変化等を踏まえて5年ごとに見直しを行うこととしています。</p> <p>また、10年後の目標は、法に基づいて各畜産農家が家畜ふん尿の発生量に適合した施設を確保することを基本に、農家数及び家畜飼養頭羽数の動向を推定した上で施設数等を設定しており、原案のとおりします。</p>
11	<p>当件「家畜排せつ物の利用」の計画となっておりますが、「廃棄有機物利用活用」は共通点同時対応可能点多々あると考えます。</p> <p>他施策との協議調整協力実施を宜</p>	<p>ご指摘のとおり、目標達成に向けては、関連計画や諸施策と一体的かつ効率的に進める必要があります。また、計画の推進に当たっては、県及び市町、関係機関等が</p>

	<p>しく御願ひ致します。</p> <p>当該計画、実施主体、関係団体との協議方法、見直し等実施期間等「運営方法」が不明確と感ずます。上記内容記述追加が必要と考へます。</p>	<p>持つ役割を踏まえつつ、連携した取組が必要となります。</p> <p>なお、各種施策の進捗状況や数値の達成状況については、毎年度確認を行つていくこととしています。</p>
12	<p>当該案件「地域性」が重要なはずなのに、発生箇所・処理箇所・使用箇所（現状・推定）の地図表記無く、計画内の現状詳細把握・将来予想妥当判断が困難です。</p> <p>上記内容記述追加が必要と考へます。</p>	<p>発生か所や処理か所等の地図表記は、畜産農家等が特定されうるため、記載は予定しておりません。</p>
13	<p>当該計画は国の施策の影響を強く受けるものと感じますが、「国に対して意見する」という点の記述が欠けていると感じます。</p>	<p>本計画は、あくまでも本県畜産の実態等を踏まえた対応方向等を示すものです。</p> <p>なお、目標達成等に向けて、国に対する意見等が必要な場合は、具体的な施策提案等を通じて行つていく予定ですので、記述は不要と考へます。</p>
14	<p>個別に指摘しておりますが、「目標数値」を設定する場合、「現状」「目標」の提示だけでは「目標」が適切かどうか判断が困難/不可能です。「目標」設定項目については、過去最低30年程度の数値推移を 図示/グラフ表記の上での「目標」提示を実施願ひます。</p>	<p>本計画は、直近の情勢変化等を踏まえて5年ごとに見直しを行うことから、国の基本方針に沿つて作成することとし、原案のとおりとします。</p>
15	<p>資料未確認ですが、当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考へます。</p> <p>県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体 からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。</p>	<p>本計画は、学識経験者や関係機関等の有識者の意見を踏まえて作成してあります。</p>

【標記の方法等に関するもの】（4件）

1	<p>専門用語についての説明を末項に記載してほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、末尾に用語の解説を記載します。</p>
2	<p>文中年月表記少ないもののほぼすべて元号表記であり、時系列把握が</p>	<p>ご指摘を踏まえ、全て和暦（元号）表記で統一します。</p>

	困難な場合があります。西暦表記又は元号西暦併記に統一を御願ひ致します。	
3	文中語句に意味が分かりにくい専門用語・行政用語が多数見受けられます。他パブリックコメント/県民意見募集と同様の語句解説を掲載願ひます。	ご指摘を踏まえ、末尾に用語の解説を記載します。
4	各ページの図表記には一般的論文同様通し番号設定願ひます。	ご指摘を踏まえ、図表には通し番号を記載します。

【パブリック・コメント等に関するもの】(13件)

1	<p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計19案件実施(1/3時点)、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していない、と感じます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。(県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。)</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願ひます。「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1ヶ月固定絶対、1回限定」としてあるかどうか明示願ひます。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間は、基本方針等が示されたタイミングから、計画の検討期間、有識者からの意見集約等に要する時間を踏まえて決定しており、期間延長の予定はありません。</p>
2	<p>当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願ひます。</p>	
3	<p>前述、当案件当時期パブリックコメント/意見募集実施理由への御返答が県行政の処理/スケジュールの関係の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久</p>	

	<p>的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中 する場合は期間延長必須、等)を御願い致します。</p>	
4	<p>「年末年始含む期間にパブリックコメント/意見募集案件集中」 に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避) の様な 意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を 含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。 パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として 「年末年始含む期間の回避」 について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への 通知指示指導広報等) がなされたかどうか明示願います。</p>	
5	<p>「案件集中の回避」 について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等) がなされたかどうか明示願います。</p>	
6	<p>「募集時期集中時の期間延長」 について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等) がなされたかどうか明示願います。</p>	
7	<p>前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリックコメント/意見募集でも 指摘があったにもかかわらず) なぜ県として対応をしなかったのか」、 関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。</p>	
8	<p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント /県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期期間延長等) が取られていないのか明示願います</p>	
9	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが 実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県の ホームページ=県行政に関</p>	<p>本パブリック・コメントは記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(令和3年1月13日(水)の山口新聞)により広報に努めました。</p>

	心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願致します)。	
10	今回の意見募集期間重複19件では、新聞広告「山口県からのお知らせ(山口県広報)」(新聞下4-5段広告)に掲載案件・未掲載案件(別途小広告記載)に分かれたと認識しております。県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願います。	本パブリック・コメントは記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(令和3年1月13日(水)の山口新聞)により広報に努めました。広報手段が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日等が異なるためです。
11	前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。	意見提出者2名から意見32件が寄せられたことから、広報は一定の効果があったと考えます。
12	パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに 対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。	県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。
13	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民=主権者」からの「記述不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。(「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので 返答に値しないと考えます。)	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。意見募集の時期・期間については、基本方針等が示されたタイミングから、計画の検討期間、有識者からの意見集約等に要する時間を踏まえて決定しており、期間延長の予定はありません。